

◎新潟県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字北条字耕田 519 番 8 から	新	9.1～9.4メートル	43.4メートル
同市大字北条字耕田520番4まで	旧	9.1～13.3メートル	43.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道三和新井線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三和新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字北条字耕田 520 番 4 から	新	9.1～9.4メートル	43.4メートル
同市大字北条字耕田519番8まで	旧	9.1～13.3メートル	43.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道新井柿崎線と重用